

安心サポート矢島重要事項説明書

1. 事業所経営法人

- | | |
|-------------|-----------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 中央会 |
| (2) 法人所在地 | 秋田県由利本荘市水林284番地 |
| (3) 電話番号 | 0184-24-3711 |
| (4) 代表者名 | 理事長 藤井 蘭子 |
| (5) 法人設立年月日 | 昭和53年3月25日 |

2. ご利用施設

- | | |
|----------------------|--|
| (1) 事業所の種類 | 認知症対応型共同生活介護
秋田県指定第0572505709号 |
| (2) 事業所の目的
及び運営方針 | 指定認知症対応型共同生活介護（介護予防）は介護保険法に従い、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、心身の状況を踏まえ妥当適切なサービスを提供します。
又、入居者が家庭的な環境の下で、その有する能力に応じた日常生活を営むために必要な居室及び併用施設等をご利用いただき、共同生活介護サービスを提供します。 |
| (3) 施設の名称 | 安心サポート矢島 |
| (4) 施設の所在地 | 秋田県由利本荘市矢島町城内字八森下 481-1 |
| (5) 電話番号
FAX番号 | 0184-27-5711
0184-27-5712 |
| (6) 管理者氏名 | 茂木 由佳里 |
| (7) 開設年月日 | 平成12年4月1日 |
| (8) 入居定員 | 9名 |

3. 居室の概要

(1) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しております。

利用される居室は、全室個室となっております。

居室・設備の種類	室数	面積	備考
1人部屋(和室)	2	28.52 m ²	1人当り面積(14.25 m ²)
1人部屋(洋室)	7	93.31 m ²	1人当り面積(13.33 m ²)
玄関	1	6.75 m ²	
介護従業者室	1	11.6 m ²	
台所・食堂兼談話室	1	71.00 m ²	
トイレ	2	16.14 m ²	
脱衣室・浴室	1	12.50 m ²	
洗濯室他	1	44.24 m ²	
合計		284.06 m ²	

上記は、厚生労働省が定める基準により、必要が義務づけられている施設設備です。

☆ 入居者の心身の状況により、居室を変更する場合があります。

その際には、入居者やご家族等との協議の上決定するものとします。

(トイレの場所・出入口位置等)

4. 職員の配置状況

当施設では、入居者に対して指定認知症対応型共同生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種を配置しています。

職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	員数	備考
管理者	1	計画作成担当者と介護従業者兼務
計画作成担当者	1	管理者と介護従業者兼務
介護従業者	6以上	内1名は管理者、計画作成担当者兼務、

※ 介護従業者は、早番、遅番、日勤、夜勤となります。

5. サービスの内容

(1) 認知症対応型共同生活介護計画の立案

入居者の心身の状況や希望を踏まえて、援助の目標、その目標を達成するためのサービス内容を記載して作成します。

(2) 介護の提供

入居者の心身の状況に応じ、入居者の自立支援と日常生活の充実に資するよう適切な技術をもって、入浴、排せつ、食事等の介護を行ないます。

(3) 社会生活上の便宜の提供

入居者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続を入居者又は入居者の家族に代わって行うことができます。また、金銭管理について、入居者本人やご家族での管理

が困難な場合、管理代行させていただいております。

(4) その他

入居者及び入居者のご家族から入居生活及び介護に関する相談を受けると共に、入居者の退居の際にも必要な援助を行います。

6. 利用料金

利用料金は別紙料金表のとおりとなっております。

指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護に係る利用料の額は、厚生労働大臣が定めるものとし、指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に定める割合とする。

7. 利用料金の支払方法

利用料金は、1ヶ月ごとに計算しご請求しますので、月末までに以下のいずれかの方法でお支払いください。

ア. 窓口での現金払い
イ. 下記指定口座への振込
秋田銀行 矢島支店 普通 297988
口座名 安心サポート矢島
植村 伸

8. 入居中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、入居者の希望により、下記協力医療機関において診療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療や治療の保証、または義務づけるものではありません。)

① 協力医療機関

医療機関の名称	木村医院
所在地	秋田県由利本荘市矢島町七日町 39

② 協力歯科医療機関

医療機関の名称	佐藤歯科医院
所在地	秋田県由利本荘市矢島町七日町字曲り淵 128-1

9. 非常災害対策

事業者は非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、防災計画に基づき、年2回以上入居者及び従業者等の訓練を行います。

10. 身体拘束の禁止

原則として、入居者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。

ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に入居者及びそのご家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

- (1) 身体的拘束の適正化を図るための対策を検討する委員会を設置し、定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針の整備
- (3) 身体的拘束等の適正化のための定期的な研修を実施

11. 緊急時における対応

サービス提供時に、入居者の心身の状況に異変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに入居者のご家族、主治医又協力医療機関に連携し、適切な措置を講じる。

12. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は、ご家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行なうなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合は、損害賠償を速やかに行ないます。

13. 秘密保持

事業者及び従業者は、業務上知り得た入居者及び入居者のご家族の秘密を保持します。また、退職後においてもこれらの秘密を漏らすことのないよう従業者との雇用契約の内容としています。

14. 入居者の尊厳

入居者の人権・プライバシー保護の為業務マニュアルを作成し、従業者教育を行ないます。

15. 事業所を退居していただく場合（契約終了について）

当施設との契約では、契約が終了する期日は特に定めていません。したがって、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、退居していただくこととなります。

- ①認定更新において、入居者が法令に定めた入居条件となる介護状態でないと認定された場合
- ②事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ③施設が災害等により機能マヒとなり入居者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤入居者からの退居の申し出があった場合
- ⑥事業者から退居の申し出を行なった場合

- (1) 入居者からの退居の申し出（中途解約・契約解除）

契約の有効期間であっても、入居者から退居を申し出ることができます。

その場合には、退居を希望する7日前までに退居届出書をご提出ください。但し、以下の場合には、即時に契約を解約・解除とし、事業所を退居することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービス利用料金の変更に同意できない場合
- ② 施設の運営規程の変更に同意できない場合
- ③ 事業者もしくはサービス従業者が、正当な理由なく本契約に定める指定認知症対応型共同生活介護サービスを実施しない場合
- ④ 事業者もしくはサービス従業者が守秘義務に違反した場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従業者が、故意又は過失により入居者の身体・財物・信用等を傷つけ又は著しい不信行為その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥ 他の入居者が、入居者の身体・財物・信用を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの申し出により退居していただく場合

以下の事項に該当する場合には、当施設から退居していただくことがあります。

- ① 入居者が、契約締結時にその身体の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② 入居者によるサービス利用料金の支払いが3ヶ月以上滞納し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ 入居者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従業者もしくは他の入居者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ又は著しい不信行為を行うことなどによって本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ 入居者が、連続して3ヶ月以上入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合。但し、入院期間中であっても、居住費をご負担いただき、入居者が入院した後に、病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び入居することができます。

(3) 円滑な退居のための援助

入居者が当事業所を退居する場合には、入居者の希望により、事業者は入居者の心身の状況・置かれている環境等を勘安し、円滑な退居のために必要な以下の援助を速やかに行ないます。

- ・ 適切な病院もしくは診療所又は他の施設の紹介
- ・ 居宅介護支援事業者の紹介

16. 身元引受人

契約締結にあたり、身元引受人をお願いします。

入居契約が終了した後、当事業所に残された入居者の所持品を入居者自身が引き取れない場合に備えて、身元引受人を定めていただきます。

当事業所は、身元引受人に連絡のうえ、所持品を引き取っていただきます。また、引き渡しにかかる費用については、入居者または身元引受人にご負担いただきます。

17. 損害賠償責任

1. 事業者は、本説明に基づくサービスの実施にともなって、自己の責に帰すべき事由より入居者に生じた損害について賠償する責任を負います。
但し、入居者に故意又は過失が認められる場合には、損害賠償責任を減じることができるものとします。
2. 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

18. 損害賠償がなされない場合

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。
とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は、損害賠償責任を免れます。

1. 入居者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行なったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
2. 入居者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取、確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行なったことに起因して、損害が発生した場合
3. 入居者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
4. 入居者が、事業者もしくはサービス従業者の指示依頼に反して行なった行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

19. 第三者評価の実施状況

入居者の適切なサービス選択に資することを目的としております。

- (1) 実施状況 年1回
- (2) 直近年月日 別紙、外部評価資料
- (3) 評価機関 マイケアプラン
- (4) 開示状況 入居時ご家族への説明及び玄関、運営推進会議にて開示

20. 虐待防止

1. 事業所は、入居者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。
 - (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を設置し、定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施
 - (4) 前に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
2. 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（入居者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通知するものとする。

21. 業務継続計画の策定

1. 事業所は、感染症や非常災害の発生において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び、非常時の体制で早期の業務再開を図る為の計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
2. 事業所は、介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
3. 事業所は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

22. 感染症の予防及びまん延防止のための措置

1. 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者に周知徹底を図る。
2. 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
3. 事業所において、介護従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する。

23. ハラスメント対策の強化

事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

24. 苦情の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付

- ・苦情受付窓口（担当者）

管理者 茂木 由佳里

受付時間 9:00 ~ 18:00

(2) その他の苦情受付窓口

- ・由利本荘市市役所 健康福祉部 長寿生きがい課

秋田県由利本荘市尾崎 17 番地

TEL 0184-24-6323

- ・本荘由利広域市町村圏組合 介護保険課

秋田県由利本荘市尾崎 17 番地

TEL 0184-24-3347

- ・秋田県国民健康保険団体連合会

秋田県秋田市山王四丁目 2-3

秋田県市町村会館

TEL 018-883-1551

令和 年 月 日

指定認知症対応型共同生活介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき

重要事項の説明を行いました。

安心サポート矢島

説明者 管理者 茂 木 由 佳 里

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定認知症対応型共同生活介護（安心サポート矢島）サービスの提供開始に同意いたします。

ご入居者

住 所 _____

氏 名 _____ 印

身元引受人

住 所 _____

氏 名 _____ 印

身元引受人

住 所 _____

氏 名 _____ 印